監査だより -創刊号-

令和3年12月6日

編集・発行: 奥多摩町監査委員事務局 電話 0428-83-2302

公監査委員とは

地方自治法により、市町村等に必ず設置しなければならないもので、町長や議会から独立した機関として、町の財務に関する事務や事業等が法令等に抵触していないかなどのコンプライアンスや経済性・効率性・有効性など"最小の経費で最大の効果を発揮できているか"などを監査します。また、職務にあたっては、常に公正不偏の態度で監査しなければならないとされています。現在の町の監査委員は、代表監査委員佐久間勝氏と議会選出監査委員木村圭氏の2名です。

監査結果と措置状況等の公表について

監査結果は、町長や議会に報告し、住民に公表しなければならず、また、監査委員は必要な時は意見を提出することができます。町長等は、監査結果や意見を参考に措置した時は監査委員に報告し、監査委員はこれを住民に公表することとなっていますが、これまでは町の監査結果だけが役場などの町内3箇所に掲示され町民等の閲覧に供されていました。

今回、コロナ禍により不要不急の自粛が求められ町民が閲覧できる機会が少なくなったことや、若者定住対策の効果で町外から転入した町民が増えてきたことなどを踏まえ、広く住民に周知するとともに、監査の指摘や意見等に対し町の改善へのインセンティブがなお一層はたらくよう、条例及び規程を改正し、「監査結果と措置状況等」を町のホームページに掲載し、年1回そのダイジェスト版を"監査だより"として各ご家庭に配布することとしました。

一ご挨拶一

約35年の都庁勤務で監査を受けた経験等を活かし、平成30年度から監査業務を務めさせていただいております。時代の変化をふまえつつ、適正かつ無駄のない予算執行や資産の有効活用等をとおし、なお一層、町政が町民サービスの向上等につながればと思っています。将来に渡って老若男女が健康で生き生きと暮らせる奥多摩の実現に向け、縁の下の力持ちとなれるよう、微力を尽くす所存です。皆様からご意見、ご提言があれば、是非事務局にお知らせいただくか

町長への手紙等をご活用ください。

代表監查委員 佐久間 勝



私は平成 29 年 12 月に議会選出監査委員に 選任され、以来現在まで 4 年間務めてまいり ました。

監査は健全な町政運営に重要な職務であり ます

町の財政悪化や入札談合などの不祥事があってはなりません。常に、自らの判断と責任において、誠実かつ厳正に遂行しなければなりません。今後も、議員として、町の発展と町民の負託に応えるために、更に研鑽を重ねてまいります。

議会選出監査委員 木村 圭



※木村監査委員は11月30日をもって辞任しました。新しい 議会選出監査委員は12月開催の議会定例会で選ばれます。

平成30年度例月出納検査

十成 50 年度 例月山桁快且			
件 名 金 額 所 管 監查実施日	· 監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可 の場合はその理由)	評 価 (○·△·×) 理 由
もえぎの湯木質バイオ マスボイラー焼却灰放 射性物質分析業務委託 の内容	木質バイオマスボイラー 焼却灰の放射能分析結果は、 基準値より大幅に低い数値 が出ているが、いつまで分析	監査委員の意見を踏まえ、今年度(平成30年度)をもち質問事項の委託を終了することとした。担当係として、基準を下回るが法令上必要あるもので、町施設のバイオマスボイラー稼働する	0
39, 312 円 観光産業課 平成 30 年 4 月 20 日	調査が必要なのか。監督官庁 等へ確認する必要がある。	ためにも、町民に安心安全のためにも実施することだと思っていた。都の環境局の回答のとおり義務もないので、観光産業課として平成30年度で	
平成30年4月24日付報 告書指摘事項もえぎの 湯木質バイオマスボイ ラー焼却灰放射性物質 分析業務委託の内容	木質バイオマスボイラー 焼却灰の放射能分析調査の 数値が年々低くなってきて いるので、今後も調査継続が 必要なのか近隣市町村と連	終了することとした。	
観光産業課 平成 30 年 5 月 29 日	携し、東京都に確認のうえ指 定地域から外してほしい旨 要望してみてはどうか。		

令和元年度 例月出納検査

节相几乎反 門月山和他	大丑		
廃棄物最終処分場浸出	水質が安定して基準値を	監査の意見を踏まえ、廃棄物最終処分場につい	
水処理施設放流水等分	下回っていることから、分析	ては、令和2年6月24日付で東京都に対し「最	0
析業務委託、簡易給水	業務は不要ではないのか。	終処分場の廃止確認申請書」を提出し、その後、	
施設等水質検査業務委	また、必要であるなら、契	現地確認が行われ、令和2年8月28日付で「廃	
託等、他の水質検査委	約金額の低減をめざし、複数	棄物最終処分場廃止確認結果通知書」を受理した	
託との一括委託の可能	案件の水質検査について、一	ことから8月31日付で廃止届書を提出した。	
性について	括で見積りをとることを検	よって、本業務委託契約について実施すること	
57,024 円	討されたい。	は不要となった。	
環境整備課			
令和元年7月26日			

令和2年度 例月出納検査

节相 2 年度			
ヘルシー体操事業業務 委託(感染症対策による 2、3月休業分)の休業時 における契約書の内容	新型コロナ感染拡大防止 のため中止となった事業に も交通費を含め委託費が 払われているが、委託費及び 交通費を支払うのは実際に 事業を実施した分のみとす	令和元年度までは委託契約で事業を実施していたが、委託契約時は費用弁償を含めた単価/日で契約しており、既に実施予定であった事業分にはコロナ禍で事業が中止となった際についても講師委託料及び交通費の支払いを行った。このことについて、「契約形態から実施したも	О
36,000 円	べきではないか。 業務委託契約において受	のについてのみ支払うべき」と監査で指摘を受 けたことを踏まえ、過去に支払った分について	
福祉保健課	託者は、労働基準法の使用者	は、支払額分に値する事業の振替実施を文書で	
令和2年6月24日	となるのか。支払い根拠を次回検査時に回答されたい。 また、他の業務委託契約において、新型コロナウイルス感染症対策により中止となった事業及び同様の支払いの有無も併せて報告されたい。	通知し行った。また、令和2年4月以降は、中止となった場合の取り扱いとして、可能な限り年度内に振替実施を行い、その実績に応じた報酬を支払うこととした。なお、令和2年度からは会計年度任用職員制度が導入されたことにより、雇用として、事業を実施している。	

令和3年度 例月出納検査

P C R 検査業務委託の 委託先を決定した根拠 資料の提出	令和3年3月実施分の指摘 事項について、整理の上、再 度提出を願いたい。	町民の感染者が確認され、感染拡大防止対応 のため早急に検査キットを確保し検査体制を整 備する必要があった。 PCR検査会社への委託	Δ
		を検討したが、検査依頼・検査結果の報告、検体採取容器の準備等総括的な業務は対応できない	随意契約する
228, 900 円		とのことから、事務手続き、独自検査の確保が早 急にでき、適正、迅速な検査の実施、検査キット	場合は随意契
新型コロナウイルスワクチン接種担当 令和3年4月26日 令和3年5月26日		の確保も確実にできるJTBと契約をした。監査委員の指摘を受け、令和2年度の契約締結時には未作成であった、随意契約希望理由書について、随意契約を希望するに至る資料を作成した。	約希望理由書 の作成と審議 での精査に努 められたい。

平成 30 年度 決算審査			
平成 29 年度決算審査(総括意見) PDC Aサイクルの強化 観光産業課教 育 課 平成 30 年 8 月 1 日教 育課 平成 30 年 8 月 3 日	義務でなきない。 をなきないできないできないできないできないできないできないできないで、 を使用ないで、ないにのでが場合にのが場合にのが場合にのが場合にのが場合にのが場合にのが場合にのでからないにのがは、 を備いいて、ないにのかやのでは、 をはいい、、 をはいい、、 をはいい、、 をはいい、、 をいいい、、 をいいいい、、 をいいいい、、 をのが場合にのかいいであるには、 をいいのでは、 をのいいでは、 でいいいが、 をのいいでは、 でいいが、 でいいでは、 でいいが、 でいいが、 でいいでは、 でいいが、 でいが、 でいが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいががが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいががが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいががが、 でいがが、 でいがが、 でいががががが、 でいがががががががががががががががががががががががががががががががががががが	使用できない環境トイレ (川乗登山口小水力発電公衆トイレ)について助言・指導をいただいたが、取り組みが進ま認いただいたが、改善する必要があるとは、今後、改善する必要があるとは、今後、改善する必要がある。この総括意見の指摘事項は当課だけの町で用し、町で用しての総組織全体でこのに活りにでは、西人にでは、ででは、ででは、でではないないないないないでは、ででは、ででは、ででは、ででは、でででは、で	△ 水力発電設備の活用等について、引き続き検討されたい。
		備その他は、今後も再利用方法等について調査・ 検討を継続する。	
平成 30 年度 その他意見	等		
鶴の湯温泉給湯施設レジ オネラ対策	レジオネラ菌は、これを含む水しぶきなどを吸い込む	監査委員の提案を踏まえ、以下のとおり対応 したところ、以降の検査は基準値内となってい	0
(一財) 小河内振興財団	と肺炎を発症しやすくなり、	る。	
平成 30 年 9 月 28 日 (9 月 14 日現場調査、 # 28 日提案書提出)	重も 100ml、基、間いる有内す のき業等いよ事 度をれるの場所であり、との時間のとた効のる引徹で移であり、とので表示の時間のとない時間の出す。 100がでり は 100がでり を 100がでり 100がでの 100がでり	① 貯湯槽の貯湯量を少なくし、配湯前に貯湯 槽の源泉を排水した後の源泉を配湯することで、滞留時間を短縮した。 ② 作業方法が難しいため配管の清掃はは清掃しているでで、清掃時の治療で配管内をのの治療ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	

ため、塩素消毒時にこの濃度以上になっているか確認する。)

一 市相 4 年及 ての他息兄	1 /1		
保有資産の有効活用と関係者との連携(防災行政無線の有効活用について)	①防災行政無線については、 山岳救助や火災発生時など の広報に多く使用されてい るが、交通機関の運休を含め	①災害等異常事態時での防災行政無線の有効活用については、監査の指摘を踏まえ令和2年8月に、町民に対し、町からの情報はもとより、JR、西東京バス、交通局などの関係機関から、住	0
総務課 令和 2 年 8 月 26 日	災害等異常事態の際に町民 が行動に反映できるよう情 り広く関係機関能ない。 り広く関係できるよの 関係で が行からない。 の が行かの が の が の が の が の が の が り が り に い か い の り に い り に い り に い り に い り ら る よ う 検 計 順 い い ら ら ら ら う ジ う ら り と り と り と り と り と り と り と り と り と り	民が行動を起こすために必要となる、タイムリーな情報提供を心がけるよう、協力をお願いに応じ、災害時における情報提供の内容を確認し、町民の安全安心のため必要となる情報提供を迅速に行うとともに、関係機関との連絡、連携に知めていきたい。 ②新型コロナ感染症防止による町民の健康でである。今後も、では、連携に対きたい。 ②新型コロナ感染症防止による町民の健康でである。 で変を変がない。 ②新型コロナ感染症防止による町民の健康でである。 のから、特別では、一方のは、一方のは、一方のは、一方のは、一方のは、一方のは、一方のは、一方の	
保有資産の有効活用と関 係者との連携(利用者の	森林セラピー健康づくり事業における送迎バスがFA X送受信の手違いにより依	令和元年度の決算審査(総括意見)により意見 のあった、事業に対する町と関係機関の連携に ついては委託業者と町との予約の行き違いから	Δ
立場に立ったサービス提供の徹底について)	頼されなかった件について ①FAX送信履歴が1日前 のものしか保存されていな いことはリスク管理を所管	利用者に迷惑を掛けた事をふまえ、令和2年9月 以降、庁用バス使用については委託業者と町と で相互にFAXと電話にて確認し、二重チェッ クを行い、再発防止に努めている。観光立町を標	FAX送信履
総務課	する部署の運用としていか	榜している町として、町外からの観光客に良い	歴が1日前の
令和2年8月26日	がなものか。 ②総務課・奥多摩地域振興 財団とも再発防止策を策定 したとのことだが、くれぐれ も利用者の立場に立ったサ ービス提供の徹底を町を挙 げて取り組んでいただきた い。	イメージを与えるよう、サービスの提供に努めたい。	ものしか保存 されていない ことについて の対応がない。

令和3年度 その他意見等

令相3年度 その他息見	াব		
町議会議長への要望事項	・町議会議員に配布されてい	本タブレットは、議会のペーパーレス化を諮	0
	るタブレット端末の積極的	るため、全議員・町長等の理事者・全管理職に	
町議会議長	利用	貸与し、これまで紙配布していた議案書等の議	
	現在、議会資料の閲覧や	会資料は、そのほとんどをタブレットに格納し	
	都・町との情報共有化に利用	開催している。タブレット端末の積極的利用	
	されているが、若者定住対策	は、積極的な活用について話合っており、令和	
	などにより、町外出身者の増	3年9月議会では、委員会をオンラインで開催	
	加が見込まれることから、す	するため、議員提出議案として委員会条例の改	
	べての町民がより気軽に町	正を東京都市町村で初めて行ったところであ	
	政への要望が出せるよう、タ	る。今回、監査委員から提案の議員タブレット	
	ブレット端末のメールアド	のメールアドレス公表については、令和3年11	
	レスを公表し、町への要望の	月 11 日に全員協議会を開催し協議した。	
	収集等に活用してはどうか。	協議では、公表に前向きな考えが示される一	
	ついては、上記提案につい	方、タブレットの操作方法等の習熟度に議員間	
△和 9 左 10 日 90 日	ての町議会議員の皆様の総	に開きがあり、公表後にメールで要望があった	
令和3年10月20日	意をできるだけ速やかに回	際の対応や迷惑メール、ウイルス等セキュリテ	
	答願います。	ィ面について不安を抱く議員も見受けられた。	
		このうち、迷惑メールやウイルス等のセキュリ	
		ティ対策は、事務局から新たに対策ソフトの導	
		入等を行うとの説明で不安は取り除かれた。	
		以上の協議を踏まえ、議会選出議員を除く全	
		議員に賛否を問い、メールアドレスを住民等に	
		公表することについて全議員が賛成した。	
		また、公表の周知方法については、町ホーム	
		ページ、議会だより等で行うこととし、セキュ	
		リティ面が整う令和4年度から公開の準備を行	
		うこととし、11月24日に文書で回答した。	